

本件監査役らの責任追及の訴えの必要性に関する検証の概要

1. 検証委嘱事項

- ・本件監査役らの責任追及の訴えを提起しないことが、取締役の善管注意義務違反に該当するか。

2. 検証委嘱先

弁護士法人大江橋法律事務所（当社顧問弁護士事務所）

池田 裕彦（いけだ ひろひこ） 弁護士

後岡 伸哉（のちおか しんや） 弁護士

3. 検証期間

2020年5月27日～2020年6月12日

4. 検証結果の概要

検証委嘱先は、第三者委員会報告書をはじめ、関係資料の検証を実施した結果、以下のとおり認定した。

（1）取締役の善管注意義務違反の有無の前提となる法的枠組みについて

- ・善管注意義務の違反がないというためには、
第一に、取締役が不提訴の判断・決定に際して合理的な情報収集を行ったこと、
第二に、取締役の不提訴の判断・決定の過程・内容に不合理な点がないことが必要である。

（2）取締役が不提訴の判断・決定に際して合理的な情報収集を行ったかどうかについて

- ・取締役は、事実調査の面でも法的検討の面でも法律専門家（弁護士・学者）に委嘱することで情報収集を行っており、委嘱を受けた法律専門家の調査結果の信用性・信頼性に疑いを生じさせるような事情は認められないので、合理的な情報収集を行っているとは評価できる。

(3) 取締役の不提訴の判断・決定の過程・内容に不合理な点がないかどうかについて

- ・不提訴の判断・決定については、①提訴した場合に勝訴の高度の蓋然性があるか、②債権回収の確実性が認められるか、③訴訟追行により回収が期待される利益が訴訟に要する費用等を上回るか、の観点から、その過程・内容に不合理な点がないかが判断される。
- ・本件では、委嘱した法律専門家の意見によれば、善管注意義務違反が認められ、また損害が巨額になると考え難いことから、①勝訴の高度の蓋然性、②債権回収の確実性は認められる可能性が高いとされた。もっとも、善管注意義務違反の存在自体については、様々な意見があり得るし、善管注意義務違反があると判断するとしても、その違反の程度は重大でないといえる。
- ・③訴訟追行により回収が期待される利益が訴訟に要する費用等を上回るかについて、訴訟に要する費用や、訴訟が会社の信用に及ぼす影響等も考慮すると、期待利益が見込まれる費用を上回らないと判断することは十分に合理的である。
- ・以上からすると、不提訴の判断の過程・内容に不合理な点はない。

(4) 取締役の善管注意義務違反の有無

- ・以上のとおり、取締役は、不提訴の判断・決定に際して合理的な情報収集を行っており、また、不提訴の判断・決定の過程・内容に不合理な点もないことから、本件監査役らに対する責任追及の訴えを提起しないと判断・決定したとしても、善管注意義務違反に該当することはない。

以 上